

様式第3号（第6条関係）

本人通知制度登録変更（廃止）届出書

北栄町長 様

次のとおり、登録変更（廃止）したいので届け出ます。

		申請日	年 月 日
申請者 (窓口に来た人) 及び 登録者 (この制度の対象者)	フリガナ		
	氏名		生年月日 年 月 日
	住所	〒	
	電話番号	自宅	日中連絡先
	※申請者が本人以外の場合に記載してください。 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人(登録者との関係)		
	フリガナ		
氏名		生年月日 年 月 日	
住所	〒		
電話番号	自宅	日中連絡先	
変更後の 登録対象 ※住民票、住民 票記載事項証明 については、戸 籍（本籍、筆頭 者）の表示があ るものに限り通 知対象です。	通知を 希望する 住所 (北栄町内)	<input type="checkbox"/> 現在の登録住所のみ <input type="checkbox"/> 現在の登録住所及び過去に登録していた住所すべて <input type="checkbox"/> 指定する住所（下記記載） [住所]	
	通知を 希望する 戸籍 (本籍地が 北栄町内 のもの)	<input type="checkbox"/> 現在戸籍のみ <input type="checkbox"/> 現在戸籍及び過去に北栄町に本籍地のあった戸籍すべて（除・改籍含む） <input type="checkbox"/> 指定する戸籍（下記記載） [本籍 筆頭者]	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する□に✓を記入してください。

注3 次の書類を提出してください。

- (1) あなたが申請者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任状等）

注4 戸籍（本籍、筆頭者）の表示が無い（省略された）住民票及び住民票記載事項証明は通知対象外です。

※町処理欄

申請区分	受付	審査	名簿登録	システム入力	本人等確認	
<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止				住・戸	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 → <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> その他代理人 → <input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()

(裏)

本人等通知等制度について

- 1 この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため、証明書を第三者に交付したときに、あらかじめ登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。
- 3 登録は、代理人により申請することができます。(委任状その他代理権を明らかにする書類が必要です。) 未成年者または成年被後見人については、法定代理人が事前登録の申し込みをすることができます。(戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類が必要です。ただし、町に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、省略できます。) また、他の市区町村 に居住している方、疾病等により直接窓口で申請ができない方については、郵便等でも登録申請ができます。
- 4 登録の対象者
 - (1)本町の住民基本台帳に記録されている者(住民基本台帳から除かれた者を含む)
 - (2)本町の戸籍の附票に記録されている者(戸籍の附票から除かれた者を含む)
 - (3)本町が作成した戸籍に記載されている者(戸籍から除かれた者を含む)
- 5 対象となる証明書
 - (1)戸籍(本籍、筆頭者)の記載のある住民票の写し(除票、改製原を含む)
 - (2)戸籍(本籍、筆頭者)の記載のある住民票記載事項証明書
 - (3)戸籍附票の写し(除籍、改製原を含む)
 - (4)戸籍の謄本又は抄本(除籍、改製原を含む)
 - (5)戸籍記載事項証明書
- 6 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者は除きます。
 - (1)住民票関係・・・本人又は本人と同一の世帯に属する者
 - (2)戸籍関係・・・本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
 - (3)国又は地方公共団体の機関
 - (4)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士から住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務等として証明書の請求があったとき。
- 7 第三者に登録者に係る証明書を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 8 通知書は、登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 9 通知する内容は、証明書を第三者に交付した日、証明書の種別及び枚数並びに第三者の種別(本人等の代理人、本人等以外の者)です。
- 10 登録に有効期限はありません。住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合、登録を廃止したい場合は、届け出が必要です。なお、死亡、居所不明等により登録者の住民票が消除されたときや通知が返戻されたときは、登録を廃止します。